

別表六(十四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十四) 令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7 円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は別表六(十)「3」)	2		当期税額基準額 $((7)+(別表六(十五)「18」)) \times \frac{10}{100}$	8
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額又は別表六(十四)付表「13」、「16」又は「18」)	9
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	10
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6			
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細				
措法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容		特別試験研究費の額	
12	13		14	
第1号・第2号・第3号	「11」欄		円	
第1号・第2号・第3号	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」 ② 「区分番号」欄：「00639」 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額			
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
計				
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額			15	
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額			16	